

板橋区移動等支援事業について



【令和2年4月1日】
板橋区福祉部

1. 目的

屋外での移動が困難な障がい者（児）に対する外出のための支援及び視覚障がい者（児）に対するコミュニケーションのための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2. 実施内容

(1)移動支援

社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援

(2)代読等支援

視覚障がい者（児）のコミュニケーションのための代筆、代読等に係る支援

3. 実施方法

個別的支援が必要な者1人に対し、原則として介助者1人が付き添うマンツーマンによる支援を行う。ただし、1日の範囲で用務を終えるものに限る。

4. 対象者

区内に住所を有する下記の障がい者（児）であって、区が必要と認めた者。

ただし、障がい児に関しては家族が介助できない理由を必要とする。

- (1)移動支援 ①視覚障がい者（児）、②知的障がい者（児）、③全身性障がい者（児）
④精神障がい者（児）、⑤その他区長が特に必要と認めた者

- (2)代読等支援 視覚障がい者（児）

(3)留意事項

- ①入院中の利用は、対象外とする。
- ②重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の利用者は、対象外とする。
- ③視覚障がい者（児）への移動等の介助は、原則として同行援護を優先する。
- ④通院・官公庁等への移動等の介助は、原則として居宅介護（通院等介助）で行う。
- ⑤介護保険を利用できる者は、原則として介護保険制度を優先する。

5. 支給上限

1回のサービス利用時間は30分単位毎に設定し、次のとおり月の上限時間を設定する。通学・通所の利用は上限時間の範囲で、原則として片道30分以内を限度に往復の送迎について支給する。

(1)移動支援

- | | | |
|----------|----|-----------------------------|
| ①視覚障がい者 | 上限 | 月 50 時間 |
| ②知的障がい者 | 上限 | 月 50 時間 |
| ③全身性障がい者 | 上限 | 月 50 時間 |
| ⑤精神障がい者 | 上限 | 月 50 時間 |
| ④障がい児 | | 「板橋区障がい児介護給付等支給決定基準」に基づく時間数 |

(2)代読等支援

- | | | |
|-----------|----|--------|
| 視覚障がい者（児） | 上限 | 月 5 時間 |
|-----------|----|--------|

6. 支給決定

利用者からの申請に基づき、区は利用者の生活状況や利用意向を勘案し、支給時間数や身体介護の必要性等を判断した上で支給決定を行い、地域生活支援事業受給者証を発行する。

板橋区移動等支援事業について

7. 利用方法

利用者は支給決定後、区に登録された事業者の中から契約を希望する事業者を選択し、利用者と事業者の契約により利用を開始する。

8. サービスに要する費用(報酬単価)

- (1)移動支援 別表1「報酬単価表 身体介護を伴う・伴わない場合」参照
(2)代読等支援 別表1「報酬単価表 身体介護を伴わない場合」参照

9. 利用者の負担

(1)利用者負担額

サービスに要する費用の10%を利用者が事業者を支払う。ただし、世帯の所得状況に応じて次のとおり月の上限額を設定する。なお、世帯の範囲とは、障がい者が18歳以上(18・19歳の施設入所者を除く)の場合は本人とその配偶者、18歳未満の障がい児と18・19歳の施設入所者の場合は保護者の属する住民票に記載されている人全員をいう。

世帯の所得状況			月額上限額
生活保護世帯・区民税非課税世帯			0円
区民税課税世帯	障がい者	区民税所得割額 年16万円未満	9,300円
		区民税所得割額 年16万円以上	37,200円
	障がい児	区民税所得割額 年28万円未満	4,600円
		区民税所得割額 年28万円以上	37,200円

(2)実費負担

サービスの提供を受けるに当たり、サービス利用中の利用者及びサービス提供従業者に係る交通費等の実費経費を負担する。

10. 事業者等の要件

(1)事業者

都道府県の指定障害福祉サービス事業者及び、区の基準該当障害福祉サービス事業者とする。なお、事業者は登録申請により、区へ事業者登録を行う。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、区へ変更届出書を提出する。

(2)サービス提供従業者の要件 別表2「サービス提供従業者要件一覧表」参照

11. 事業者の請求

サービスの提供を行った事業者は、サービスに要する費用(報酬単価)のうち利用者の負担を除いた額を、翌月の10日までに区へ請求する。

12. 問い合わせ

(1)事業者の登録申請、変更届等の手続きについて

障がいサービス課地域生活支援係 電話 03-3579-2736

(2)費用の請求方法、請求に必要な書類等について

障がいサービス課認定給付係 電話 03-3579-2392

(3)利用者の支給決定、個別ケースの相談等について

各福祉事務所障がい者支援係 板橋 電話 03-3579-2460

赤塚 電話 03-3938-5118

志村 電話 03-3968-2339

板橋区移動等支援事業について

別表1 報酬単価表

利用時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分未満	256単位	105単位
30分以上1時間未満	405単位	199単位
1時間以上1時間30分未満	589単位	278単位
1時間30分以上2時間未満	672単位	348単位
2時間以上2時間30分未満	755単位	418単位
2時間30分以上3時間未満	839単位	488単位
以降30分ごとに	83単位	70単位

注1 報酬単価は、単位数に11.20円を乗じた額とする（1円未満切捨て）。

注2 サービス提供が午後6時から午後10時まで及び午前6時から午前8時までの場合は、報酬単価の25%に相当する額を、午後10時から午前6時までの場合は、報酬単価の50%に相当する額を加算する。

別表2 サービス提供従業者要件一覧表

		対象者			
		視覚	全身性	知的	精神
サービス提供従業者					
介護福祉士		○	○	○	○
実務者研修修了者		○	○	○	○
養成研修等修了者 (注1)	介護職員初任者研修	○	○	○	○
	介護職員基礎研修	○	○	○	○
	訪問介護員養成研修（1・2級課程）	○	○	○	○
	居宅介護職員初任者研修	○	○	○	○
	居宅介護従業者養成研修（1・2級課程）	○	○	○	○
	視覚障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修	○			
	全身性障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修		○		
	日常生活支援従業者養成研修		○		
	知的障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修			○	○
	同行援護従業者養成研修	○			
	国立障害者リハビリテーションセンター学院 視覚障害学科	○			
	重度訪問介護従業者養成研修		○		
	行動援護従業者養成研修			○	○
	視覚障害者移動支援従業者養成研修	○			
	全身性障害者移動支援従業者養成研修		○		
知的障害者移動支援従業者養成研修			○		
みなし証明者（各サービスごと）（注2）		○	○	○	

注1 養成研修等の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。

注2 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを都道府県知事が証明した者をいう。